

お知らせ 税金は納期内に納めましょう

問 納付方法について……収納課収納管理係（内線2743）
滞納・納税相談について…収納課徴収係（内線2747）

市税は皆さんの所得や資産の状況に応じて、公平に負担するものです。身近な道路や公園の整備をはじめ、福祉や教育、保健、消防などの公共サービスは、市民の皆さん一人一人が納める税金で賄われています。より良い暮らしを支えていくためにも、税金は納期内に納めましょう。

※市税…市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税



納税相談はお早めに

納期限を過ぎてから納付すると、本税のほかに延滞金が増加されることがあります。また、税金を滞納したまま放置していると、勤務先への給与照会や生命保険等の財産調査が行われ、差し押さえ等の滞納処分が行われます。お困りの事情がある方は、早めに収納課に納税相談をしてください。

日曜開庁納税相談のご案内

納税について相談を希望する方で、平日に時間が取れない場合は、日曜開庁納税相談をご利用ください。

時間 8時30分～12時／13時～17時15分

場 市役所1階収納課

※開庁しない場合もありますので、事前に問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。



さまざまな納付方法があります

◆窓口納付

市役所、各総合支所、取扱金融機関、コンビニエンスストアの窓口

※コンビニエンスストアは、納付書にバーコードがない場合や、取扱期限（コンビニ利用期限）を過ぎた場合などは利用できません。

◆口座振替

指定した預金口座から自動的に払い込まれます。一度手続きをすれば、翌年度以降も継続されます。

申込方法 預金通帳またはキャッシュカード、預金口座届出印、口座振替依頼書・申込書を持参の上、直接取扱金融機関の窓口へ

◆ペイジー

取扱金融機関のインターネットバンキング（パソコンなど）、モバイルバンキング（携帯電話）やペイジー対応のATM（現金またはキャッシュカード）から納付できます。

※パソコンや携帯電話の場合は、事前にネットバンキング等の手続きが必要です。

※納期限を過ぎた場合は利用できません。

◆クレジットカード

パソコンやスマートフォンなどで「ヤフー公金支払い」のホームページに接続し、クレジットカードの情報などを入力して納付できます。

※納期限を過ぎた場合は利用できません。

※納付金額に応じて、決済手数料がかかります。

利用可能なクレジットカード



◆スマートフォン決済アプリ

スマートフォン決済アプリを利用して、カメラ機能で納付書に印刷されているバーコードを読み取ることで、納付できます。

※納付書にバーコードが印刷されていない場合や、取扱期限（コンビニ利用期限）を過ぎた場合などは、利用できません。

利用可能なスマートフォン決済アプリ

